

## 半田市低入札価格調査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、半田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する方法で落札者を決定する場合の低入札価格調査（以下「価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 価格調査の対象とする工事は、制限付き一般競争入札に付す工事とし、その決定は、半田市指名審査会（以下「審査会」という。）において行うものとする。

### (調査基準価格)

第3条 価格調査を行う場合の調査基準価格（以下「基準価格」という。）は、予定価格（税抜き額とする。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 基準価格を算定したときは、当該価格を低入札調査基準価格調書（様式第1）に記載するものとする。

### (基準価格の公表)

第4条 工事発注課（以下「発注課」という。）及び入札事務担当課（以下「入札担当課」という。）は、基準価格を設定したとき、入札公告等により入札参加者へ周知するものとする。

2 入札担当課は、落札者決定後、基準価格を入札執行調書により速やかに公表するものとする。

### (価格調査の実施)

第5条 開札の結果、基準価格を下回る申込価格での入札（以下「低入札」という。）があった場合、入札担当課は、落札候補者を決定するため、低入札を行った者のうち最も金額が低い者

又は総合評価における評価値が最も高い者（以下「調査対象者」という。）に対し、直ちに低入札価格に関する調書（様式第2）の提出を求め、次の事項について発注課とともに事情聴取等の調査を行うものとする。

- （1）その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- （2）手持ち工事の状況
- （3）手持ち資材の状況
- （4）手持ち機械の状況
- （5）資材購入先及び購入先と入札者の関係
- （6）労務者の確保及び下請業者の利用計画
- （7）過去に施工した公共工事及びその工事成績
- （8）経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等へ照会）
- （9）信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）
- （10）その他必要な事項

2 前項の調査を行った場合、入札担当課は、落札候補者となる調査対象者について低入札価格調査報告書（様式第3）を作成し、審査会へ意見を求めるものとする。

（落札者の決定）

第6条 審査会における審議の結果、当該契約の履行が確保できると認められた場合は、当該調査対象者を落札者に決定するものとし、当該契約の履行が確保できないと認められた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次の順位の入札をした者又は総合評価における評価値が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。

（入札参加者への通知）

第7条 入札担当課は、前条の規定により落札者が決定した場合、その旨を「あいち電子調達共同システム(CALS/EC)」により当該入札参加者に通知するものとする。

（工事の施工管理等）

第8条 発注課等は、低入札を行った者が落札者となった場合、次の措置を講ずるものとする。

- （1）施工計画書等が提出されたときは、必要に応じ、落札者に対して事情聴取を行う。
- （2）工事を施工するに当たっては、監督及び検査業務を強化する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、必要に応じ審査会において定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 低入札調査基準価格調書封筒

表

低入札調査基準価格調書
〇〇〇〇工事 (〇〇町〇丁目地内)
〇年 〇月 〇日

裏

印	印	印
---	---	---

低入札価格に関する調書

開 札 日	年 月 日
入 札 額	円 (税抜き)
工 事 名	
工事発注課	
会 社 名 代 表 者 連 絡 先	( ) 印
担 当 者	

様式第2 別紙1

(1) 当該価格で入札した理由

- (注)
1. 当該価格で入札した理由を労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、資材購入先及び購入先との関係、下請業者等の協力等の観点から記載すること。
  2. 入札価格の積算内訳書を添付すること。  
※率計算を用いて積算した経費については、その内訳が分かる資料を添付すること。

様式第2 別紙2

(2) 手持ち工事の状況

工 事 名 (施工場所)	発注者	工 期	請負金額 (税抜き)	備 考
(記入例) 市道〇〇線道路改良工事 (〇〇市△△町地内 )	〇〇市	H21. 6. 1 ~ H21. 10. 31	5,000,000 円	
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				

- (注) 1. 開札時点において、知多半島内における対象工事の同種又は同類の手持ち工事で契約金額が500万円以上のものについて記入すること。  
※記載した工事については、契約書の写しを添付すること。  
 2. 手持ち工事がない場合は、「該当無し」と記入すること。

様式第2 別紙3

(3) 手持ち資材の状況

品名	規格・形式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	不足数量の調達方法
(記入例) 道路側溝	JIS 規格品 PU3-250	個	40	50	追加購入

- (注) 1. 当該工事で使用予定の資材を記入すること。  
※資材(規格・数量)を確認できる写真を添付すること。  
 2. 対象の手持ち資材がない場合は、「該当無し」と記入すること。



様式第2 別紙4

(4) 手持ち機械の状況

機械名称	規格・形式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況
(記入例) バックホー	全旋回・搭乗式 平成〇〇年式	台	1	〇〇社製	使用中

- (注) 1. 当該工事で使用予定の手持ち機械の状況を記入すること。  
※機械を所有していることを証明する資料を添付すること。  
 2. 対象の手持ち機械がない場合は、「該当無し」と記入すること。

様式第2 別紙5

(5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係

資材名称	品質・規格	単位	数量	購入先名（予定）		
				業者名	所在地	入札者との関係
(記入例) アスファルト	密 粒	m <sup>3</sup>	100	(株)〇〇資材	〇〇市	協力会社

- (注) 1. 当該工事で使用予定の資材について記入すること。  
※価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。  
 2. 所在地は市区町村名を記入すること。  
 3. 「入札者との関係」欄には購入先となる業者との関係があれば記入すること。  
 (例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等

様式第2 別紙6

(6-1) 労務者の確保計画

工 種	職 種	時間単価	人 員 数	下請会社との関係 (下請会社名等)
(記入例1) 土 工	普通作業員	1,000 円	自社労務者 50	—
(記入例2) 土 工	普通作業員	900 円	下請労務者 10	協力会社 (有) ○○土木

- (注) 1. 「人員数」欄には、自社労務者と下請け労務者と区分し記入すること。  
※下請労務者に関しては、時間単価設定の根拠となる見積書等を添付すること。  
 2. 「下請会社との関係・下請会社名等」欄には、下請会社及び下請会社との関係も明記すること。  
 3. 施工体制台帳を添付すること。

様式第2 別紙7

(6-2) 下請業者の確保計画

会社名 (所在地)	建設業の許可		工事内容	下請金額 (税抜き)
	建設業種	許可番号		
(記入例) (株)〇〇工業 (〇〇市〇〇町)	土木一式	〇〇〇	道路側溝布設作業	3,000,000 円
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				
( )				

- (注) 1. 一次下請け予定業者について記入すること。  
※下請金額を確認できる見積書等を添付すること。  
 2. 「会社名(所在地)」欄の所在地は市区町村までを記入すること。  
 3. 一次下請予定業者が無い場合は、「該当無し」と記入すること。

様式第2 別紙8

(7) 過去に施工した公共工事及びその工事成績

発注者	工事名	工事成績 (点)	工期	契約金額 (税抜き)	備考
(記入例) 〇〇市	〇〇道路改良工事	75	H20. 6. 1 ～ H20. 11. 30	55,000,000 円	

- (注) 1. 当該入札の開札日を起点として過去3年間に施工した契約金額5千万円以上の公共工事について記入すること。  
 ※各工事の工事成績状況が確認できる工事成績評定書等を添付すること。
2. 低入札価格調査の対象となった案件には、「備考」欄に「低入札」と記入すること。

様式第2 別紙9

(8) 経営状況

取引金融機関（代表）		
公共工事における受注残額	円（ 契約分）	
同種工事の経営事項審査評価点（最新） （審査基準日： 年 月 日）	（工種）	点

- (注) 1. 取引金融機関は年間の取引額が最も多い金融機関名を記入すること。  
 2. 受注残額は当該入札の開札時点における受注残額を記入すること。  
※対象となる工事について契約書の写しを添付すること。  
 3. 最新の経営事項審査に添付した書類の内、「審査基準日直前1年間の財務諸表等」を添付すること。

(9) 信用状況

建設業法違反の有無	有 ・ 無	(有の場合) 年 月
下請業者への賃金不払いの有無	有 ・ 無	(有の場合) 年 月

- (注) 1. 建設業法違反については、当該入札の開札日を起点として、過去1年間の状況について記入すること。  
 2. 賃金不払いの有無については、当該入札の開札日を起点として、過去1年間の状況について記入すること。

低 入 札 価 格 調 査 報 告 書

開 札 日	年 月 日			
工 事 名 (工事場所)	( )			
工事発注課				
入 札 額	円 (税抜き)			
調査基準価格	円 (税抜き)			
(調査対象者) 会 社 名 代 表 者				
ヒアリング調査	実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分		
	実施場所			
	出席者	調査対象者 ※ヒアリング出席者		
		市関係者		
調査結果				

様式第3 別紙1

調査結果

調査項目	調査内容	判定基準	判定結果
仕様等	内訳書の積算項目について	内訳書において積算漏れがあった場合は、不適格とする。但し、軽微なもの等は除く。	
	内訳書における積算数量について	指定した数量が満たされていない場合は、不適格とする。但し、軽微なものは除く。	
	設計図書における特記事項について	特記事項が積算に反映していないものは、不適格とする。但し、軽微なものは除く。	
	施工方法について	指定工法からの逸脱は、不適格とする。	
直接工事費	資材単価について	見積書等により価格設定の根拠が確認できない場合は、不適格とする。	
	労務単価について	最低賃金を下回る設定をしている場合は、不適格とする。	
	機械損料等について	算定根拠が提出資料等で確認できず不明確な場合は、不適格とする。	
	下請業者への発注について	<p>積算内容に下請業者の見積金額が適正に反映されていない場合は、不適格とする。</p> <p>下請業者の見積書等における工事内容（工法、数量等）が明確でない場合は、不適格とする。</p>	



様式第3 別紙2

調査項目	調査内容		判定基準	判定結果
共通 仮設費	指定仮設 等の経費 について	資材単価につ いて	見積書等により価格設定の根拠が確認できない 場合は、不適格とする。	
		労務単価につ いて	最低賃金を下回る設定をしている場合は、不適 格とする。	
		機械損料等に ついて	算定根拠が提出資料等で確認できず不明確な場 合は、不適格とする。	
	下請業者への発注について		積算内容に下請業者の見積金額が適正に反映し ていない場合は、不適格とする。	
			下請業者の見積書等における工事内容（工法、 数量等）が明確でない場合は、不適格とする。	
率計算を用いる経費につ いて		提出資料等で経費の合理的な削減が確認できな い場合は、不適格とする。		
現場 管理費		経費の積算について	提出資料等で経費の合理的な削減が確認できな い場合は、不適格とする。	
一般 管理費	経費の積算について	設計金額に比べ相当程度低いと認められる場合 において、積算額に合理的な理由が認められな い場合は、不適格とする。		
施工 体制	施工体制台帳について	建設業法に基づく適正な技術者の配置等が確認 できない場合は、不適格とする。		

様式第3 別紙3

調査項目	調査内容	判定基準	判定結果
経営及び 信用状況	経営状況について	信用調査機関等への調査により、経営状況に問題がある場合は、不適合とする。	
	信用状況について	提出資料及び関係機関等への調査により、信用状況に問題がある場合は、不適合とする。	

(注) 1. 判定結果の欄へ適合と判定した場合は「○」、不適合と判定した場合は「×」を記入すること。